

大安協発 第 28-102 号

平成 28 年 11 月 02 日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会  
会 長 加 藤 保 宣

### 「容器保安規則等の一部改正する省令等」について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご支援を賜わり厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび標記の件について、下記の通り情報連絡がありましたので  
伝達を致します。

#### 記

平成 28 年 9 月 17 日（土）～平成 28 年 10 月 16 日（日）までの間パ  
ブリックコメントを実施しておりました高圧ガス保安法施行令の一部を改正  
する政令案等のうち、容器保安規則等の一部を改正する省令等につきましては、  
平成 28 年 11 月 1 日（火）付けで、

「容器保安規則等の一部を改正する省令」、

「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細  
目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告  
示」、

「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の一部を  
改正する規程」、

「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規  
程」、

「指定設備の認定要領について」及び

「高圧ガス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 号）第  
2 条の運用及び解釈についての一部を改正する規程」

を制定いたしましたので、お知らせします。

また、これらの省令及び告示の改正に伴い、  
「高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて」及び  
「高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いについての一部を改正する規程」を制定いたしましたので、お知らせします。

これらの改正に伴い、「指定設備の認定要領について（平成０９・０３・３１立局第４３号）」及び  
「高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成０９・０３・２７立局第２号）」は廃止しますので、重ねてお知らせ致します。

以下のＨＰにて掲載しておりますので、ご確認いただけますと幸いです。  
[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2016/11/281101.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2016/11/281101.html)

なお、意見募集の結果につきましては、以下のＨＰにて掲載しておりますので、ご確認頂けますと幸いです。

（↓パブリックコメント意見募集の結果（e-Gov））  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595116072&Mode=2>

よろしく願いいたします。

以 上